

戸籍謄本等の公用発行依頼書の誤送付について（地域福祉課）

保健福祉部地域福祉課において、戸籍謄本等の公用発行依頼書を誤送付した事案（以下「本件事案」という。）が発生しましたので、以下のとおり、本件事案の内容と再発防止策等について公表いたします。

また、関係者の皆さまには、多大なるご心配やご迷惑をおかけすることになり、心からお詫び申し上げますとともに、再発防止策を講じることにより、今後このような事案が生じないように努めてまいります。

1 事実経過

- (1) 令和8年2月27日（金曜日）
 - ・ 地域福祉課（当時、保健福祉政策課）の職員が、A氏を対象者とする戸籍謄本等の公用発行依頼書（以下「依頼書」という。）をB市に、対象者C氏及びD氏の依頼書をE市に送付することを意図し、封書を発送した。
- (2) 同年3月3日（火曜日）
 - ・ E市の職員から、A氏の情報が記載されたB市宛の依頼書が封入されていた旨の連絡があり、本件事案が発覚した。
 - ・ B市へ架電し、本件事案を説明した。また、B市宛の封書は到達前であることを確認したため、受領時に開封しないよう依頼した。
 - ・ さらに、B市に封書の返却を依頼し、その旨を記載した文書に返信用封筒を同封して送付した。
- (3) 同月13日（木曜日）
 - ・ B市より返信用封筒にて封書の返却を受け、未開封であることを確認した。
 - ・ 職員が当該封書を開封したところ、C氏及びD氏の情報が記載されたE市宛の依頼書が封入されていたことから、B市及びE市宛の依頼書を入れ違えて送付したことが判明した。

2 漏えいした情報

- ・ A氏の氏名、生年月日、本籍地及び筆頭者

3 漏えいの原因

- ・ 封筒に記載した宛名と依頼書の内容が一致しているかの確認を徹底していなかった。

4 再発防止措置

- ・ 封入する際は、宛名と内容物が一致するか、複数人による確認を徹底する。
- ・ 封入作業を自席で行わないなど、誤封入が発生しないよう作業の手順を見直す。